

旭川市広告入り窓口用封筒に係る広告掲出基準

1 趣旨

この基準は、旭川市市有施設有料広告に係る取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第8号の規定に基づき、旭川市総合庁舎市民課、各支所、東部まちづくりセンターの窓口に設置する広告入り窓口用封筒に係る広告に関し必要な事項を定めるものとする。

2 広告の掲出基準

要綱第3条第8号に規定する広告として掲出することが適当でないものとは、次に掲げるものをいう。

(1) 業種又は事業者

- ア たばこ製造に関わる業種
- イ 法律の定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業に関わる業種
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者
- オ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者又は旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- キ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- ク その他市有施設に広告を掲出することが適当でないと認められる業種又は事業者

(2) 掲出内容

- ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1項各号に規定する表示に該当すると認められる広告
- イ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのある広告
- ウ 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれがある広告
- エ 青少年の保護又は健全な育成に悪影響を及ぼすと考えられる広告
- オ 旭川市に不利益を与える広告
- カ 特定の事業者に不利益を与える広告
- キ 投機、射幸心及び遊興心をあおる広告
- ク 責任の所在及び内容が不明確な広告
- ケ 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれがある広告
- コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告

3 個別の基準

第2項に定める基準のほか、個別の基準は、市民生活部長が必要に応じ定めるものとする。

附 則

この基準は、平成29年12月21日から施行する。